

函館市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第27号

函館市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

函館市児童福祉法施行細則（平成17年函館市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同条第2項中「指定肢体不自由児通所医療」を「肢体不自由児通所医療」に、「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「法第21条の5の3第1項」を「同項」に改め、「。以下同じ」を削る。

第6条の11第1項中「より指定障害児通所支援事業者等」を「より指定障害児通所支援事業者（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）」に、「当該指定障害児通所支援事業者等」を「当該指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第6条の12第2項中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同条第4項中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

第10条に次の1号を加える。

(3) 法第21条の18第2項の措置に係る徴収金 市長が別に定める額

第11条第2項中「同条第2号」の後ろに「および第3号」を加える。

別記第7号様式の4中

	支援の種類	申請に係る具体的内容
申	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	

請 す る 支 援	<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	を
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	

申 請 す る 支 援	支援の種類	申請に係る具体的内容	に
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援		
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス		
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援		
<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援			

改め、同様式注第1項中「医療型児童発達支援を申請する」を「児童福祉法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療を含む児童発達支援に係る申請を行う」に改める。

別記第7号様式の7第8面中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「医療型児童発達支援を」を「肢体不自由児通所医療を」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定児童発達支援事業所」に改める。

別記第7号様式の8注意事項第2項中「医療型児童発達支援を」を「肢体不自由児通所医療を」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定児童発達支援事業所」に改め、同様式注意事項第5項中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

別記第7号様式の12中

変 更 を 申 請 す る 支 援	支援の種類	申請に係る具体的内容および変更の理由	を
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援		
	<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援		
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス		
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援		
<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援			

変更を申請する支援	支援の種類	申請に係る具体的内容および変更の理由	に
	<input type="checkbox"/> 児 童 発 達 支 援		
	<input type="checkbox"/> 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス		
	<input type="checkbox"/> 居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援		
	<input type="checkbox"/> 保 育 所 等 訪 問 支 援		

改め、同様式注第1項中「医療型児童発達支援を申請する」を「児童福祉法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療を含む児童発達支援に係る申請を行う」に改める。

別記第11号様式の2中「措置を受けている児童の氏名」を「措置を受けている児童等の氏名」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第7号様式の4，別記第7号様式の12および別記第11号様式の2の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の別記第7号様式の4，別記第7号様式の12および別記第11号様式の2の規定に基づき提出された申請書とみなす。